

Q&A

1. 婚姻制度と滋賀県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

婚姻は法律に基づく行為であり、扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、滋賀県パートナーシップ宣誓制度は、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

2. 宣誓することができるのは、同性同士のみですか。

一方または双方がLGBT等の当事者であれば、性別を問わず宣誓できます。

3. 同居している必要はありますか。

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして、協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であり、その旨を宣誓していただく必要があります。

4. 二人とも県内に住んでいる必要はありますか。

いずれか一方が県内に住所を有しているか、3か月以内に県内に転入することを予定している場合に宣誓することができます。

5. 宣誓に費用はかかりますか。

制度の利用や宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。

ただし、住民票の写しなど、宣誓に必要な書類の発行手数料や来庁にかかる交通費等は自己負担となります。

6. 郵送やオンラインでも宣誓ができますか。

また、代理申請はできますか。

なりすましの防止等のため、郵送やオンラインでの宣誓手続きはできません。また、同様の理由により代理申請はできません。

7. プライバシーは守られますか。

宣誓手続きは、宣誓者の希望に応じて個室で行います。

また、県職員が宣誓に立ち会いますが、宣誓者の個人情報について守秘義務が課せられておりますのでご安心ください。

8. 宣誓書受領証は手続き終了後、すぐにもらえますか。

宣誓要件を確認し、提出書類に不備がなければ宣誓日当日に宣誓書受領証を交付します。

宣誓日時点でお二人とも県外にお住まいで、双方またはいずれか一方が3か月以内に県内に転入予定である場合は、転入後に宣誓書受領証を交付します。

9. 宣誓書受領証に有効期限はありますか。

有効期限はありません。

10. パートナーが亡くなりました。宣誓書受領証は返還しなければなりませんか。

宣誓書受領証を記念に保存しておきたい場合は、宣誓書受領証を使用できないよう処理した上で返却することが可能ですので、返還の手続きは必ず行ってください。

11. なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

県が宣誓書受領証を交付する際には、住民票の写しや独身証明書のほか、顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行い、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の内容に虚偽があったときや宣誓書受領証を不正に利用したことが判明したときは、宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めます。

また、無効にした宣誓書受領証の番号は県ホームページで公表します。